

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会臨時会（第1日目）

平成23年2月10日（木）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）
日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
日程第 7 議案第 1号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 2号 平成22年度山元町一般会計補正予算（第9号）
日程第 9 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。ただいまから、平成23年第1回山元町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長（佐藤晋也君）本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、10番佐山富崇君、11番齋藤克夫君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．会期決定の件を議題といたします。

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）これから、議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）これで、議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第3．報告第1号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から報告を求めます。総務課長、庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい、議長。報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。1ページをお開き願います。専決処分書。朗読をもって報告をさせていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成23年1月4日。山元町長齋藤俊夫。

町は、旧山下第二小学校跡地の倒木事故に関し損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これで報告第1号専決処分の報告について終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第4．報告第2号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から報告を求めます。総務課長、庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい、議長。報告第2号、専決処分の報告について。1ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成23年2月2日。山元町長齋藤俊夫。

町は、町は公用車（宮城41に9213）事故に関し損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これで報告第2号専決処分の報告について終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第5．承認第1号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から報告を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは承認第1号、平成22年度山元町一般会計補正

予算専決（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、ただいまの報告第1号、専決処分の倒木事故に係る和解について、その所要額の追加をするものであります。なお、今回の補正措置に伴う財源といたしまして保険金の措置をもって充当するものであります。それでは歳出の内容について申し上げます。6ページをお開きください。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、佐藤智之君。

7番（佐藤智之君）はい。今回のこの件も含めまして、前回は確かあったかと思いますが、町管理の河川敷地内の木が倒れて怪我をされた事件等々ありましたが、前回は申し上げましたが、やはりこれからシーズンの強いシーズンを迎えますけども、町有地に関連する早急に点検すべきではないかと、前にも申し上げましたけども、その後点検関係はどのようになっているのか。また、今後その点検活動についての町長の所見を伺うものです。いわゆる無事故を目指すためにですね、どのようにすべきか。その点について伺います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。今回の倒木の現場につきましては、旧山下第二小学校跡地ということで、普通財産なわけなので企画財政課のほうで管理をしております。それで、この松の木も含めて全部点検をいたしましてですね、この周辺に要はこの松の木は松くい虫で立ち枯れの状態になっておりました。これについては、すぐ翌々週になりますけども12月17日に周辺、何本か同じようなものがありまして、伐採処分をいたしました。それから他の部分についても、今点検終わって倒木以外も防犯上の観点から見にくくなっているような所とか交通の障害になっているような所を点検して、当初予算にその伐採等の処置をするように今検討というか措置を講じているところでございます。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。今度の当初予算に所要の予算を組みこむようなお話でございますけども、とにかくこういった事故については重大な人身事故発生することのないよう、その辺町長の所見をうかがうものでございます。

町長（齊藤俊夫君）はい。佐藤議員のただいまのご質問にお答えいたします。

企画財政課長からお答え申し上げたとおり、町の方で管理する普通財産、そして道路なり河川なり指定管理する行政財産など多岐にわたる財産を管理しているわけですが、その中で樹木がですね結構大きくなってきて、暴風の際に大分被害を受けやすい状況になっているのも確かでございますので、これまでも道路パトロールを中心にしたところの財産管理なり安全管理に努めてきたところでございますけども、こうした事故が発生した状況をかんがみまして、今まで以上に安全管理について町としての対応をしっかりとしていかなければと思っておりますし、またそういう形で今後ともやっていきたいと思っておりますので何とぞご理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）をついてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第1号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第6、承認第2号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から報告を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは承認第2号、平成22年度山元町一般会計補正予算専決（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、ただいまの報告第2号、専決処分の交通事故に係る和解について、その所要額の追加をするものであります。なお、今回の補正措置に見合う財源といたしまして保険金の措置をもって充たいたしまして、なお財源を財政調整基金取り崩し減により措置するものであります。それでは歳出の内容について申し上げます。6ページをお開きください。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）をついてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第2号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第7、議案第1号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課長、庄司正一君。

総務課長（庄司正一君）はい議長。それでは議案第1号、山元町課等設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず2ページをお開き願います。提案理由ですが、山元町が抱える様々な稼働の早期解決に向けた取り組みを積極的に推進し、合理的かつ効率的な事務遂行のできる組織体制への再編を行うため、提案するものでございます。

まず、初めに事前に配布しております議案第1号関係資料の方を説明をさせていただきたいと存じます。山元町行政組織の再編について、今回の組織の見直しは山元町が抱える様々な課題の早期解決に向けた取り組みを積極的に推進していくため、合理的かつ効率的な事務遂行のできる組織体制の再編を行うものでございます。もう1点再編にあたっては、健康福祉課や子育て支援課、教育総務課の課名、町民会計課の定住・環境生活班、子育て支援課の子育て・婚活支援班の班名など、町民にとって業務内容が具体的で分かりやすく、また親しみやすい名称とするとともに、政策推進室及び同室のプロジェクト推進班、危機管理専門監、収納対策専門監など個別案件に対し、集中して処理することにより、短期間で成果を出せるよう目的に応じた組織や職制を新設するものであります。

下の現行の組織と新たな組織、黄色い色のものに関しましては新設。水色のものについては名称変更ということでご理解を賜りたいと思います。

上から順に説明をさせていただきます。総務課でございますが、総務班、安全対策班。総務課の新たな組織としては、危機管理専門監を新設させていただきます。総務班、安全対策班を危機管理・広報班ということに改めました。その内容等につきましては、主な再編内容ということで右側に表記をさせていただいております。総務課の関係ですが、危機管理専門監を新たに配置し、近い将来発生が予想される宮城県沖地震などの災害に備え、自衛隊や関係団体等も含めた危機管理体制の構築を図るとともに、町ホームページのリニューアルなど効果的な町の魅力の情報発信を図るため、安全対策班を危機管理・広報班に改めるものでございます。

続きまして、企画財政課についてご説明いたします。企画班、行政改革推進班、財政班。企画財政課。その中に政策推進室を設けます。行政改革推進班が企画・行政改革推進班になりまして、財政班はそのままということでございます。政策推進室のほうもプロジェクト推進班と新設ということになります。主な再編内容についてはの企画財政課の説明になります。企画班と行政改革推進班と統合して、企画・行政改革推進班に改めまして新総合計画の進行管理や事務事業の総点検総仕訳による行財政のスリム化と合併に関する事務遂行を推進いたします。また課内に政策推進室、プロジェクト推進班を新設し各プロジェクトの計画立案や計画に基づく事業の実施及び進行管理を行う予定でございます。

続いて、税務納税課でございますが、課税班、納税班、税務納税課が税務課に。そして税務課内に収納対策専門監を新設いたします。課税班はそのままでございますが、納税班が収納班に改めます。の税務課の編成内容でございますが、税務納税課を税務課に改めまして、収納対策専門監を配置し、町税や介護保険料、保育料等の債権管理の一

元化など自主財源確保に向けた収納体制の強化を図るとともに、納税班を収納班に改めます。

町民生活課、会計課等については、町民会計課に統合されまして、窓口班が町民窓口班、生活班が定住・環境生活班。会計班については、そのまま会計班ということになります。再編の内容については町民会計課においては、生活に関する各種申請や交付等を行う町民生活課と会計課を統合し、町民会計課に改めまして、町民への各種行政サービスを紹介する窓口班を町民窓口班に改めます。定住促進支援策や自然環境保全対策を充実するとともに、町民バス（ぐるりん号）の業務を企画財政課から移管して、生活環境の総合的な支援を図るため、生活班を定住・環境生活班に改めるものであります。

続きまして、保健福祉課、地域包括支援センターそれに含みます3保育所。南、東、北保育所の関係でございます。健康福祉課に改めまして、福祉班はそのまま。健康づくり班もそのまま。介護班もそのままでございます。地域包括支援センターにつきましては、高齢者相談支援班ということで班名を改めました。そしてその下でございますが、保健福祉課、町民生活課の一部を担当する子育て支援課。子育て・婚活支援班を新設させていただきました。右側の編成内容でございますが、健康福祉課については、健康予防や健康増進を図るとともに、各種保健、福祉施設を推進するため、保健福祉課を健康福祉課に改めます。

の地域包括支援センターについては高齢化に対応した相談窓口を充実するため、総合班を高齢者相談支援班に改めます。

の子育て支援課については、子育て支援と結婚活動支援の充実を図るため、子育て支援課、子育て・婚活支援班を設置し、保健福祉課及び町民生活課からそれぞれの業務を移管するものであります。

産業振興課については、班名を改めました。農林水産班と商工観光班に。

まちづくり整備課については、まちづくり整備班を地域整備班に改めています。なおまちづくり整備課については町民生活課の定住支援策の賃貸住宅関係業務を移管して、民間の活力導入もふまえた住宅の供給を推進するために、移管をしております。

坂元支所については、そのままでございます。

上下水事業所については、庶務班が業務管理班に改めました。

教育委員会事務局を説明させていただきます。学務課が教育総務課に改めさせていただきます。班名はそのままでございます。11番の再編の内容でございますが、教育委員会事務局を統括する部署であることを明確化するため、学務課を教育総務課に改めさせていただきます。

続きまして、生涯学習課でございますが生涯学習班、公民館班のうち班名を企画推進班と事業管理班に改めさせていただきました。なお事業管理専門監、兼務といたしまして施設の長を新設させていただきます。再編の内容12番なりますが、生涯学習課については企画部門と施設管理部門を明確化するとともに生涯学習班と公民館班をそれぞれ企画推進班と事業管理班に改め、事業管理専門監を配置するとともに牛橋公園の管理をまちづくり整備課から移管し公民館などの学校以外の施設の教育施設の更なる施設管理の充実を図るという内容になっております。

申し訳ございませんが、条例の方に戻させていただきます。

内容等については、資料でご説明させていただきました。新旧対照表3ページをご覧になっていただきたいと思います。先ほどご説明をさせていただいたように、課名が変わりまして、税務納税課が税務課。町民生活課が町民会計課。保健福祉課が健康福祉課。新たに子育て支援課、第1条で設けております。

事務分掌については、第2条の(6)総務課の関係、危機管理に関することを追加させていただきました。税務課については、税務納税課から税務課に変更しまして(2)の介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料等の債権整理に管理に関することを追加させていただいております。4ページをお開きください。町民生活課が町民会計課に。内容については表記のとおりです。保健福祉課については、健康福祉課に。社会福祉(児童福祉を除く)ということで括弧の分を追加させていただいております。

新たに子育て支援課ということで先ほどもご説明をさせていただきましたが、保健福祉課部門の関係。子育て支援に関すること。児童福祉に関すること。児童福祉施設に関すること。結婚活動支援に関すること等を子育て支援課で新たに対応させていただくことになりました。

1ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(佐藤晋也君)これから、質疑を行います。質疑はありますか。

10番(佐山富崇君)はい、議長。改めて議長にお尋ねいたしますが、今回から一問一答でありますね。

議長(佐藤晋也君)はい。そうです。

10番(佐山富崇君)はい。それでは安心して質問を。まず一つ。相対的には町長も就任から1年近くになるということで、満を持して機構改革に乗り出したのかなということは分ります。それで内容に入りますが、今総務課長からの説明で大きくは子育て支援課を作るんだということですね。総務課から行きますか。総務課が一番上に書いてあるので。議案でいくと5番と6番の間に危機管理に関することというものをに入れて、7、8とずらしていくと。そういうことですね。現在は6番7番が消防及び防災に関すること。7番が交通安全及び防犯に関すること。危機管理の中に防犯は入らないのかどうかお伺いをいたします。

総務課長(庄司正一君)はい。危機管理の部門には一部入るということでご理解を賜りたいと思います。

10番(佐山富崇君)はい。一部ということは、入らないものもあるという解釈できますね。そういうことは危機管理に関することとなれば、防犯というのは外してもいいのではないのかなと。なんで二重に書くのかと私は思う。対照表をね。なぜ二つ、二重に2回にわたって入るのであれば。それが1つ。

それと危機管理専門監というのがありましたな。これは説明ありました。この危機管理専門監というのは、これは危機管理・広報班というのの班長になるんですか。

総務課長(庄司正一君)はい。まず初めに、危機管理専門監の位置でございますが、班長になるの

かというご質問になりますが、班長にはなりません。専門監という位置づけについては課長の下でありまして、管理職であります。そういう立場から仕事上は兼ねる場合もあるかと思いますが、位置的には管理職ということでご理解を賜りたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。私の分にまだ答えてないけど、一問一答なんで何回もできるからあえて質問します。そうすると危機管理専門監は、班長ではないと。管理職と。ということは班長は管理職ではないとなってますわな。うちの役場では。その辺のあたり改めて確認します。

総務課長（庄司正一君）はい。班長については上司の命を受けまして課内の事務を整理したり、班の事務を整理するというので管理職ではない位置づけになっております。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。改めて確認できたので、結構です。ということは、危機管理専門監及び収納対策専門監、それから事業管理専門監は管理職であると先ほど教えていただきました。管理職ということであれば議場に出ますね。

総務課長（庄司正一君）はい。議会のほうには出席しません。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。議会には出ることないけど、管理者だと。これは一番いいことですわな。それでそうすると、危機管理専門監は班長ではないと。その上にいると。しかし議会には出ないと。総務課長の下になると。そういうことですよ。それで、事業管理専門監それから収納対策専門監と。専門監3か所に書かれているんですが、専門監は3人というふうに理解していいんですか。

総務課長（庄司正一君）はい。基本は3名でございます。

10番（佐山富崇君）はい。3名だということで、そうすると少し飛びますが、生涯学習課の事業管理専門監は事業管理班の班長ではないと。しかし事業管理専門監というのはどこに行くんだ。この辺ちょっと分からない。各施設の長ともなっている、兼務して。この辺が分からないんです。教えてください。

総務課長（庄司正一君）はい。現段階では生涯学習課長に兼務をさせていただいておりますが、その一部をこの専門監に兼務を改めるというものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。ここの所おかしくないですか。専門監は各施設の長になる。事業管理班の班長はその上でないのですか。普通は。

総務課長（庄司正一君）はい。すいません、もう一度。

10番（佐山富崇君）はい。班長さんは各施設の長より上なんではないかな。事業管理班の班長というのは。班長と専門監は違うとおっしゃった。専門監は管理職だけれども班長は管理職でないと。先ほどお聞きしたらね。ここ納得いかないんだね。私は。生涯学習課の。現在はおそらく生涯学習班、公民館班となっているからこの班長は課長が兼ねているんだろうから、だからいいんじゃないかと思うが、専門監はこの下にいろいろ書かれている各施設の長になるとおっしゃいました。という班長というのは誰になるの。生涯学習課長。そのところよく分からない。

総務課長（庄司正一君）はい。大変失礼いたしました。再度説明させていただきました。現生涯学習課長が各施設の長を兼ねております。ですから班長が兼務しているというわけではございません。生涯学習課長が兼務しておりました施設の長の部分を新たに事業専門監が管理するというので事業専門監においては班長より上ということで管理者という形で

ありますということをご理解を賜りたいと思います。以上です。

10番(佐山富崇君)はい。ちょっと理解できないんです。現在は公民館班と別になっているからいいですよ。生涯学習班と公民館班は。それは直接的に各施設の長は直接点線ですが結ばれているから。こっちも結ばれているけども事業管理班と一緒にしているのではないですか。この組織図、説明関係資料を見ると。これからするとおかしいのではないのですか。今のは分るよね。今は。生涯学習班と公民館班はこちらになっていて、各施設は直接関係ないから。今度の組織図は専門監の下に来ていて、それがそのまま事業管理班になっている。おかしいのではないかしらと私は思う。これがまず一つ。

総務課長(庄司正一君)はい。各施設の長は先ほどご説明させていただきましたが、生涯学習課長が兼務をさせていただいております。班員におきましても、公民館班等々において班の業務を兼務という事例がでております。今回におきましては、班員においては公民館班のメンバーが事業管理班というような名前に変更されただけでありまして、管理的な部分につきましては今までどおりの仕事をさせていただくと。まずその辺をご理解賜りたいと思います。管理の長については、各施設の長については、生涯学習課長が兼務しておりました分を事業専門監に移行するという形でございまして、たまたま生涯学習課長の仕事の一部を専門監が引き受けるという形だとご理解いただけるのかなと思います。よろしいでしょうか。以上です。

10番(佐山富崇君)はい。自分自身をもって、無理無理理解しようとしたしております。その分についてはよろしいです。

それでもう一度、先ほど聞いたことですが、専門監は管理職である。しかし議会には出ない。どこでどういうふうに責任とるのかしら。その辺のところ。

総務課長(庄司正一君)はい。専門監については、議会に出席しませんが特命を受けて仕事をすると。その専門監の担当課長さんが議会等に対応するという一方で、責任等はその担当課長さんに対応していただくように講図上はなろうかと思っております。よろしく申し上げます。

10番(佐山富崇君)はい。直接指揮は取らなくとも、担当課長が責任をとるということですか。議会に出て、答弁もすると。分かりました。これも無理無理理解しようとしています。

それで、今回の再編の目的については、分かりやすい名称を付けると。仕事が即分かるようにというお話よく分かります。それも理解できますし、良いことだと私も思います。そして教育委員会、これも恐縮なんですが、教育委員会、現在は学務課と言っているのを教育総務課とすると。現在のほうが分かりやすいのではないのかなと思うのですが、いかがですか。

総務課長(庄司正一君)はい。先ほどの再編内容でもご説明をさせていただいておりますが、教育委員会事務局を統括する部署ということで明確化にするという理由でひとつは改正をしております。教育総務課の分掌事務ということで教育委員会の会議に関すること全てを対応するという位置づけ。あるいは人事、勤務条件等教育委員会に関する福利厚生、研修等も全て教育委員会総務課のほうで認識をしていただくと。職員も認識すると。町民の方々からもそういうご理解をいただいて、教育委員会の総合的な窓口になっているんですよという位置づけを示すために改名をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

10番(佐山富崇君)はい。そうでしょうか。私はかえってわかりにくくなると思いますが。それ

も捉え方の違いと言われてしまえばしょうでしょうが。片一方は生涯学習課とあって、教育総務課。総務班としてでないよね。そうすると学務のほうはどこに行くの。教育総務課がやるんですよと言うんでしょうが、おかしいんでは。学務班というのなくてないんでないの。せめて。この辺私は理解できないんだよね。その人によって理解違うんだと言われればあれだけ。私は学務課の方が分かりやすい。その学務課の中に総務班あるいは少なくとも教育総務課とした場合学務班というのがなければと思うんですよ、私の解釈ですよ。人によって違うと言われればそれまでです。確かに。私だけの考えが正しいと言うつもりはもちろんありませんので。おかしいなと私は思います。いずれにしても、何回も出来るんですから1回目の質問は終わります。

議長（佐藤晋也君）続けてやる場合は一問一答式でよろしいんですが、また後でということにはならないですよ。

10番（佐山富崇君）はい。私の間違いでした。改めて質問します。

私は、私の考えの方が分かりやすいと思うんですが、総務課長どう思いますか。

教育総務課と入れる。教育委員会事務局に。総務班と、せめて学務班とでもわけないと分かりにくくはないの。かえって。今までは教育委員会というのは、学校関係とあるいは社会教育、あるいは生涯学習と色々言葉あるけども、2つが大きな柱だから2つの課になっていたと。この方が分かりやすい。それを今度生涯学習課はそのまま学務課というのは無くして教育総務課にすると。私は分りにくくなると思うんです。その辺についてどう思いますか。見解の違いと言われてしまえばそれまでです。

総務課長（庄司正一君）はい。我々につきましては、班については学務課の総務班はそのままということで同じような仕事をすることから班名はそのままにさせていただいておりますが、あくまでも事務局を統括するためそれを明確化するために仕事の内容は変わりませんが教育総務課という重き位置づけをさせていただきたいと意味もありまして説明をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。先ほどから言いますとおり、見方考え方の違いということになってしまふのかなと思いますが、私は分りにくくなったということを指摘いたします。このことについては。それから、企画財政課もプロジェクト推進班、政策推進室というのができますよね。そうすると政策推進室長は班長ではないんですね。これは、さっき話の出ました専門監と同じように考えていいのか、その辺を。

総務課長（庄司正一君）はい。政策推進室長においては、管理職でございます。なおかつ専門監よりも上ということでご理解を賜りたいと思います。

すいません。課長同等職ということでご理解を賜りたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。そうすると、ちょっと分かりにくい。今の説明だと政策推進室長は課長待遇であると。専門監も課長職と。頭でっかちの組織になるんでは。課長待遇何人いるの。5人も増えるというようなことですか。私は納得いかない。この辺説明を。どのように思うか。これは町長ですね。あまりにも管理職が増えるのではないかと。頭でっかちの組織になるのではないかと。こういうことです。

町長（齊藤俊夫君）はい。今回の組織機構の見直し、再編。基本的な関係でございますけども、確かに行革路線の中で現在の体制は16部署、29班体制という中で、今佐山議員からご指摘のあったように管理職が増えるというようなお話でございますけども、確かにそ

ういう側面もございますけども、先ほど来から提案理由等、あるいは再編の概要についてご説明させていただいておるとおりですね、今この町が抱えるもろもろの課題。政策課題に対応したですね、組織立てというのを限られた体制の中で、効率的な立場で推進をしていきたいと。職員の皆様にもはっきりした目的、あるいは意欲をもって業務対応にあたってもらうというようなことでは、私どもなりに苦心の策でございます。この絡みについては私が就任した以降ですね、数回の定例会の中でもですね色々議論させていただいたことであり、そして部分については私なりに踏まえ、速やかにその成果が出せるような体制はどうあるべきかという観点で再編をさせていただいたところがございます。そういう中で16部署29班から17部署30班というような体制に、一部管理職要員が増えるという結果になっておりますが、その中で今求められる危機管理体制の再構築なり3億円を超える滞納の促進、あるいは保健福祉分野が一か所に過度に集中した現状、そしてまた生涯学習課も然りでございます。ひとりの課長が大小様々な施設を兼務するというのは、これはあまりにも無理な体制にあるのではないかとという中で、初期の目的を効果的に達成するためには、こういう組織立てをする中でいい成果を上げたいと思っているわけです。もちろん単に組織を再編しただけで初期の目的を果たせるわけではないと思っております。これに続くところの、適材適所での人事配置があいまってですね、この組織再編の実を上げることが可能かと思っておりますので、トータルとしての組織再編の目的をぜひともご理解を賜りたいと思っております。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩をします。

午前11時 5分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）総務課長より訂正の旨の申し出があります。

総務課長（庄司正一君）はい。先ほどの議案第1号の中で新旧対照表を説明する中で、第2条の事務分掌の関係でございますが、2条の第6号を（6）と、税務課の関係、第2号の分を（2）と言うような説明をいたしました。この場をお借りして、6号俸を2号俸というように改めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（佐藤晋也君）10番、佐山富崇君。

10番（佐山富崇君）はい。町長からもご説明いただきましたが、気持ちは分かるんですが、じっくり来ないんですね。ここに書いてあるように現行の組織と新たな組織ということで町長の説明の中で16部署が17部署になるというような話ですが、実質的に20部署になると私たちは理解しやすいですわな。こういうようになってくると、17部署というのは無理無理17部署に抑えるためにしたということしか考えられないですよ。総務課長の下というか同格というか、危機管理専門監というのがおりますし。企画財政課にも財政課長の下に同格というか、若干下なのか、その辺は分かりませんが。聞いてみると議会に出ないだけで、ほとんど権限は課長と同じみたいな政策推進室の中に室長がいると。実は昔は企画財政課になるまえに、企画財政室というのがあってそれから課に昇格した

過去がありますよ。そういう意味合いから言うと税務課には収納対策専門監というのが昔収納対策室だったかな、滞納整理室だったかな。名前はあれだけでもあったことも事実です。私から言うと、確かに保健福祉課がかなり幅があるから2つにすると。子育て支援課を設けるといのは理解はいたしますが、あとのところは今話ように17部署という1つしか増えないというみたいに見せていますが、私はもう20部署になるのかなというみたいにはしか理解できないんです。そういう意味から言って町長の思いはよく分かるんですが、どうも現在のこういうご時世の行革を何とかして進めなければならぬ時代に納得いかない面もあるということを一応指摘しておきまして、他の方もいっぱいあるでしょうから、私の質問は終わりにします。

8番（遠藤龍之君）はい。今の件について確認なんですけど、ここに示されたのは、どういう内容で示されるのですか。行政組織と言うんですか。規則の中にこの管理監というのはどういう形で示されるんですか。

総務課長（庄司正一君）はい。山元町行政組織規則というのがあり、その中で現在の14条の下に追加になる予定でございます。内容等については新たに専門監を危機管理専門監、収納対策専門監等々を設置するような内容になっております。

8番（遠藤龍之君）はい。課長と班長の間に入るということですか。それとも新たにというのは別に項目を設けるということですか。ということになるとますます訳が分からなくなるんですが。

総務課長（庄司正一君）はい。新たに追加ということになります。内容といたしましては、前項に掲げる職のほか必要と認めるときにはという形で専門監を設置するという文言で、設置をします。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう内容が分からないと、この部分については判断が難しいということだけ指摘しておきます。先ほど来、責任の所在がどうなるのか、議会の関係どうなるのかとか、そういうところが知らされていないと、この部分については判断しがたいと指摘しておきます。私も前に習って一つ一つ伺っておきます。まず一つは条例でみますと総務課についての危機管理に関することは、先ほど質問がありましたね。これはやめましょう。ではなくてこの危機管理に関する内容についての内容はどうに示されているのか伺います。先ほど来出てきた消防防災に関する内容の関連について明確に多分示されるのだらうと思うのでその部分について確認したいと思います。

総務課長（庄司正一君）はい。総務課の危機管理専門監については、上司の命を受け危機管理に係る体制の整備及び総合調整並びに広報、ホームページの企画及び調整に関する事務を処理するという職務でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。それに伴って、6項の消防及び防災に関する中身が変わると思うのですが、それも合わせて質問したつもりなんですけど、そちらの内容については旧と新でどのように変わるのか伺います。

総務課長（庄司正一君）はい。内容等については7号、8号に関しましては危機管理監がそのまま担当するというご理解をお願いします。

8番（遠藤龍之君）はい。変わった内容について。旧と新で。

総務課長（庄司正一君）はい。内容的にはそのまま変わりはありません。増えたのみということでご理解を。

8番（遠藤龍之君）はい。ここに表れたことを聞いているんです。ここで同じような文言で載っているんですが、しかし内容は変わっているでしょうと。危機管理というのが新たに清節されたことにより、そうすると旧法の方では当然その分が減るんだから、その変わった内容について伺ったわけです。

総務課長（庄司正一君）はい。先ほどの再編内容で説明をさせていただきましたが、近い将来発生が予想される宮城県沖地震などの災害発生に備える。あと自衛隊や関係団体等も含めた危機管理体制の構築を図るという目的が追加の目的になるということでご理解を賜りたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。それは分かっている。その分減ったでしょ。その減った内容について知りたい。分りました。その程度の内容で変更したということについては確認できました。そこで次に企画財政課について伺います。その部分についてはもういいですが…。

副町長（平間英博君）はい。ただいま総務課長がご説明した部分でご理解が不足していたと思いますので、私から補足させていただきます。この7号になる消防及び防災に関しましては、これまでどおりの通常業務を行う内容となりますが、この関係では例えば消防関係での調整事務はこの7号で行いますけども、あえて6号として危機管理に関することを入れたのは通常時の業務の推進ではなく、資料でもございますが自衛隊では消防団体、大きな災害が発生したことに備えて自衛隊なり外部の消防関係の団体、その他の団体とあらかじめ事が起きた時にどういった体制を構築してくか、そういった特定の組織体制の作りこみとかそういう業務はこれまで行われておりませんでしたので、そういった分を業務として行うために、新たに危機管理に関する業務を加えさせていただきます、それらも含めて関係する業務を推進するために危機管理専門監を配置させていただくことで提案させていただきました。

8番（遠藤龍之君）はい。その危機管理については納得できるんですが、そうするとこれまでの6号とか7号関係でそういう体制をとってこなかったのかというふうになるんですが。だから聞いたんですから。わかりました。そういう説明は分りました。

次の企画財政課に移ります。一つ確認したいのは、この条例の内容については変更なしなわけですが、右と左でないですよ。表現として。ですが、ここも大きな変化が内容的にこの説明にありますように、政策推進室プロジェクト推進班の新設とありますが、この条例の中でどこで見ればいいのかというのが、まず分からない。これだけでは、この説明資料とこの関係では全く不明であるということなんですが、この辺の説明についてお願いいたします。

副町長（平間英博君）はい。議員のご質問のとおりでございます、今回条例に提案させていただいておるのは、すいません、議会に提案させていただいておるのは条例の設置条例の部分でございますが、この条例をご可決いただきました後、行政組織規則それは町長が所管する部分についての行政組織規則とそれから教育委員会に係る、この資料でお示しはさせていただいているんですが、その教育委員会に係る組織規則につきましても教育委員会の規則ということで定めさせていただきます、それぞれ教育委員会部局については教育委員会でご審議いただくということになります。それからご質問の政策推進室でございますがこれについても行政組織規則の改正の中で特定の項目に対して取り組む場合、別に定める規定により設置することができる旨の条文改正を行うこととしておりま

して、室というものについては室の設置規則ということで定めることとなっております。それで、政策推進室の考え方なんですけれどもこれまでの今、お配りしている条例改正内容の新旧対照表で見ますと、企画財政課の所管事務の1号、町政の総合的企画及び調整に関すること。この表記の事務分掌の中で様々なプロジェクトの計画の立案なり推進を束ねてこれまで行ってあったところでございますが、今後そのプロジェクトを積極的に推進するにはその部分だけを専管する室を設けるべきという判断をさせていただいて、それで政策推進室を設置規則として定めたいというように考えております。課と室の違いについて合せてご説明させていただきますと、課の場合は総務的な職員も配置されたいわゆる課として独立できるしくみを持たせておりますが室の場合は総務的な業務は親子関係がある。例えばの話ですが、企画財政課が総務的業務を行う。そして政策推進室は与えられている特定の命題に関して業務を行うという形で、いわゆる親子関係になるというようにお考えいただければと思います。そういった形で室を設けさせていただいて、室については専門監よりも幅広く担当業務を行うことになるので室と考えさせていただきました。それでなぜ室かという部分は、特定命題の遂行が進んだ段階でまた終息させて、いわゆる先ほど申し上げた企画財政課の企画及び調整について最終的に改めて終息するというような狙いをもって、一定の期間設置するために室ということで設けさせていただいたところなんです。

8番（遠藤龍之君）はい。今懇切丁寧な説明を受けたわけですが、なぜそういう説明資料としていただければ。今の説明半分以上、入っていないです。申し訳ないですが。そうすると課と室の違いとか等々説明されて何となくわかったような感じもするが、判断するために必要なまでの理解には至っていないというのが現状です。まあ、悪いこと言っているのではないとは思いますが。ただ理解度としてはそのような程度しかできないというのを加えさせていただきます。

そういうことで、政策推進室という等々を設置して進めようとしているわけですが、ちょっとこじつけのような。課内に政策推進室プロジェクト推進班を推進し、各種プロジェクトの計画立案や計画に基づく事業の実施及び進行管理を行う。この推進班はね。そして新総合計画これまでは企画行政改革推進班が行政改革推進班が新総合計画の進行管理が事務事業の総点検うんぬんとやってきているんだよね。それ等の政策推進室、プロジェクト推進班との関係について。確認します。

副町長（平間英博君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。政策推進室が所管しようと、ご可決いただいて設置しようとしている政策推進室におきましては、これまで9つの推進プロジェクトを掲げて進めておりました。それでその一部は子育て支援課の設置によって子育て支援プロジェクトはそちらが主に持つこととなりますが、具体的な形が見えていないものも数多くあります。そういった現在進行中の推進プロジェクトをこちらの政策推進室でまずは持つと。それである程度の方向づけを固めさせていただいたのち、それぞれ担当すべき課に、最終的に9つ以外のプロジェクトにも新たに組み込んでいくものが出てくるものが出てくる場合もございますが。基本的に現在進めております推進プロジェクトを具体化させるべく、取り組ませていただいて、その後所管の課にその業務を渡していく形を狙いとしております。

8番（遠藤龍之君）はい。今ちょっと戸惑ったのは別の事を考えていて戸惑った部分なんです。

前に戻りますと、先ほどの説明にもあったのですが規則はこれから作るということなんです。そこに問題が。これは基本的な問題だと私は思うのですが、これだけの資料で判断しろと言われてもできません。当然この内容を判断するためには、それに基づく行政規則なり先ほど言った会計課の問題、それから今も言った教育委員会の問題、その中身がこれだけの資料では分かりません。先ほどの質問でも生涯学習課の中身については、結局説明資料無いんですよ。それを皆さんはこれから作ると。その内容に渡ってまでも分からなければ、判断できないということを指摘しておきます。とても無理だなと私は思います。今の説明もちょっと分からないけども、分からないことをいつまでも言っても駄目だから、次に移ります。

税務納税課に移ります。ここの条例改正の中には、旧と新の中には、2号、健康保険税。新しいのには保険税抜けているんですが、国民健康保険税はどこに行ったのかを伺います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。遠藤議員のご質問にお答えします。今回国民健康保険税が抜けている理由といたしましては、文言の整備も含めまして、国民健康保険税も町税でございます。今までもだぶっているということで国民健康保険税を抜かせていただいたということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。簡単に一言で言われても理解しづらいのだけど料とか税の関係、いろいろあるのか分からないけども、その辺詳しくお伝えいただければ。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。今まで抜けていたのではなく、今まで町税と言っておきながら2号に国民健康保険税というふうに入っていたということは、だぶっている部分があるのではないかという事で、今まで抜けていたのではなく今回文言の整備をさせていただいて、町税に含まれておりますのでここで言う必要性はないということで、今回抜かせていただいたということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう考え方もあるのかなと思いますが、議会で議決できるのはこの条例しかないんですよ。この中に必要な事は載せていなくてはいけないというふうには私は思うのですが、条例をどのように軽視するのか、重視するのか。規則を重視して条例は軽視するのかいろいろな考え方はあるかと思いますが、私はその辺も指摘しておきます。これは重要な内容なものだということをふまえて指摘しておきたいと思います。

これも収納管理監という新しい項目になっているのですが、債権整備の一元化に関する内容というのはどのように考えればいいのか伺います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。債権管理の一元化に関しましては、町債権というのがあるわけですが言葉的には要すると債権と言って、例えば税務課であれば税、町税全てを指すわけでございます。この2号に書いてある介護保険料、後期高齢者というところ、その他町で取れる全てのものを債権と言います。町債権で租税に基づきできるもの。あと私債権と言いまして裁判所の許可に基づき滞納処分とかできるというものに分かれております。そういうものを今後管理と言いますか、一元化していくということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、その際の体制はどのようになるのでしょうか。

副町長（平間英博君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど税務納税課長がご説明した部分の業務を実際一元化するためには、現在それぞれの部署でいわゆる滞納されて

いる債権として、今実務的にはございます。その部分を今債権管理をするために資料等の整備をそれぞれの課で行って、それを最終的には収納班の方で取りまとめを行うこととなります。ただ、なぜそれが一元化すべきということで今年進めていたわけですが、それぞれの部署の業務の事情もありまして、その部分がなかなか進捗がはかばかしくないという実態がありまして、それを円滑に進めるためには一定の管理職として処遇される専門監がその部署にまいりまして、そういう債権を調整して事務の部下である収納班で事務処理を一元化できるような課の枠を超えた動きを専門監にさせていただくと。それから一部ご説明申し上げましたが、いずれは町営住宅等の滞納債権も含めた債権管理の一元化に取り組む方向で臨んでおりまして、この専門監の業務の命題といたしますと、町が抱えております公債権、私債権全ての部分を一元化するという命題をもって臨んでおります。その命題の解決の方策が整うまでの間、この専門監は配置すべきということで考えていました。

8番（遠藤龍之君）はい。イメージするのが困難なんですけど、この収納対策専門監については直接の部下というのはいなくて、その人が色々な部署に行って、そして色々指導しながらあるいはと考えればいいのか、その組織図がよく伝わってこない。私心配するところは、それぞれ事情があって滞納されている方が、これ滞納だけの話でないの。その辺もちょっと理解できない。これはすぐ滞納対策というように受け止めてしまって、それをどう取り立てするかというための強化というように聞こえるんだけど。それはそれでやらなくてはいけないんだけども。ただそれぞれ相手があることなんで。それぞれ保育料とか家賃とかいろいろある時に収納対策専門監というのが原理原則で、バンバンとやるようなことも考えられるので、改めて確認したんだけど。そういう講図でこういうのでという資料があれば、ここで聞くことないんだけどもということをつけ加えて改めてお尋ねします。

副町長（平間英博君）はい。ご説明が不足していた部分がございます。先ほど申し上げた特定の命題に取り組む専門監は一人の職員がそれ全てを賄うことではなく、いわゆる職制として設けておりますが、その業務の事務分掌は当然課の事務分掌でありますし、班に落とした場合には収納班の所管業務でございます。逆に申し上げますと、先ほどの特定命題に取り組むために中心となって専門監が動き収納班を束ねて、その解決に取り組むという体制を整えたいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう心配が出てこなければいいなというふうに思いながら受け止めます。

次に町民会計課について伺いますが、これについても全く右左が変化ない。そのことについては規則でというような話になるんでしょうが、これこそもっとも説明資料があって然るべきだと思う。ここに町民バス入る。しかもその前に会計課が入る。何もなくてこれだけ見たら私たち何も理解できない。それから会計課については、会計課がなくなるところがないんだね。それも規則の中で対応するということなのか。そんなこんながあるのですが、その辺はどのように説明いただけるのか説明をお願いいたします。条例等の関係で。

副町長（平間英博君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。重複もあると思いますがお許し願います。まず組織再編するためには、視点のひとつとしていわゆる職員数が限られ

た中でより効率的な業務を行えるようなことも視点として考えております。会計課については職員が3名体制でございまして、いわゆる業務を行っておりますが、その業務の中には手数料収入等も当然ございまして、町民の皆様が金融機関に収めるとというのが原則でございまして、役場の方にお出でいただいて、収納されていくという方もおいででございます。

8番（遠藤龍之君）はい。質問変えます。新の方の町民会計課の事務分掌に町民バスや会計課というのは1、2、3のどこに入るのかというのを伺います。

総務課長（庄司正一君）はい。会計課については別組織ということで、町長部局の組織でないということでこの課の設置条例の中には旧から会計課は出てきておりません。それについては先ほど遠藤議員の話の中で行政規則の方で対応しているということで、別の表記をさせていただいております。会計課については別な表記ということでご理解を賜りたいといふふうにまずは思います。町民バスについては、それは規則の中で定住環境生活班の中に4号ということで町民バスに関するということで表記はされていますが、遠藤議員さんおっしゃったように条例の中のどれにあたるのかということであれば……。大変申し訳ございません。企画財政課時代にもこの条例の中で表記されておりません。規則のみということで処理しておりました。そういう状況なのでご理解を賜りたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。どういうふうに理解してくれと言われても困るんだけども。俺は素直な気持ちで確認しているんだけども。表に表れているのここなんだからさ。ここで分かなければ、この条例そのものはいけないのではないのということになるんだけども。大きな変更でしょ。この町民会計課については、ここだけの独立した説明書があっても然るべき。こういうふうになるんですよ。表にはこの位しかないけども、規則の中にはこのように変わってますという内容がないと。俺たちはこれが理解できないとこのことに関して態度を表明することがなかなか難しい。こればかりでないけど。今のところそういう答弁しかできないと思いますので。納得はできませんが次へ移ります。それから生涯学習課ですね。先ほど町長の答弁のなかでやっぱり無理があるだろうと。どのような総括の結果このような事になったのか。前の行革では十分な対応できると明確な発言があったこともありますので、その辺も含めて結局どうなったのか、総括されて無理があったと。どの様な無理があったのかその辺の内容も含めてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。まず、公民館、生涯学習課、2年ほどまでに場所自体も現在の本庁舎3階から中央公民館のほうにうつった訳ですけども、そしてそれぞれの職員が生涯学習の業務とあわせていわゆる町民の方々の最前線の公民館業務を兼務いたしながら、2年間やってきたわけでございます。そういった中で様々な事業あるいは教室、講座等の開設をしまいつて町民の皆様の学習意欲に応えるべくそれぞれ職員もやってきたわけでございますけどもこの2年間の反省もふまえますと町民の方々に本当に利用しやすい公民館なのかという大きな観点があるだろうと思っております。そういう意味では一方でそういうことと、生涯学習課に課せられた課題も多々多いのも事実でございます。例えば茶室のことであるとか、あるいは事業の展開の事であるとか、施設の管理であることとか実に様々なところがあります。そういった中でそういう兼務状態というのはどういうものなんだという大きな一つの反省があります。その上に立って、新たな課題にもなんとか対応すべく今回生涯学習課に事業管理専門監

というようなのを配置しながら施設の長も兼ねて、そして今まで公民館中心にやってきた事業をいわゆる団体の育成であるとか事業の展開そういうものと施設管理、これは施設と社会体育も含めますけどもそういった部分を重点的にやってもらう。そして、生涯学習課長はいわゆる企画推進ということで、こちらのほうは喫緊の課題となっている茶室を始めとする様々な、そして何よりも常磐道のことに向かう埋蔵文化財のことをこちらで鋭意進めなければいけないと。今回このような形でご提示をさせていただいているものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今後のことについてはいいんですが。当然そういう方向で考えていることだし、あと基本的には前の方も言っている訳ですが、本当によりよくするために無駄なくするための機構再編について、頭からどうこうという立場で聞いているわけではないんです。とりわけ特徴的なのを確認しているんですが、その一つに生涯学習課の問題があって、これはああいう再編時から今の形になる時から色々問題課題があったと私は記憶しているんですが、当然色々な問題が想定されていたということであったわけですが、その辺はどのような形で今の体制になったかというところと行革を進めている中での結果といいますか、その中で対応されてきた今の体制なんです。なんで総括と言ったのは行革を進めていく中で結果があって、まあそういうふうには言いたくはないだろうけど、問題が生じたから変えよう。変えるのは非常に良いことなんですから、どんどんやってほしいんですが、その経緯について確認したかったんです。併せて確認したいのは、その施設長というのは、このなんとか監というのは、専門監というのは実質での体制でのプラスワンというふうなことで捉えていいのか併せて確認いたします。

教育長（森 憲一君）はい。まず2番目のことに関しては、専門監これはプラス1とそのものでございます。班長とか何か、事業管理班と兼ねるという考え方はしておりません。それから前半の部分については2年前の経緯を議員さんからご説明をいたしたところでございますが、やはりその時点では行革がらみの中での再編であったわけですけども2年を経過し町民へのサービス向上、更なる課題に解決に更なるものにするというふうな全体的な総括と言えるのではないかと考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。最終的に体制はどうなるのっしょというのが、全く見えない。例えどもろもろ変わっているところの町民会計課というのが何人体制でやるのかとか、それぞれどういった人の出入りがあるのかということについてどのように最終的に整備されるのか。170人の内訳ですね。これを確認したいと思います。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答えいたします。具体的な人の配置が見えればもっと分かりやすいという趣旨だろうと思いますけども、私たちとしてはまずこの条例改正をお認めいただく中でこの限られた172名体制をいろいろ苦心しながら配置する中で最小で最大の効果が発揮できるような体制を組みたいなと思っているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。全体を見ると、大きな問題というのは私は一つや二つあると思うんですが、全体としてはこれはやはり練られたような内容であるということは分るんですが、そういうものを認めたい、けども認めるだけの判断できる資料が今、最大問題にしているんです。改めて聞きますが、これに合わさった規則等々、多分変わっていると思うんですが、ただこれが決まる前に我々に示されないということだけであって、この内容については整備されていると思うのですが、この部分について理解を得るためとしての

資料の提供されないものなんでしょうかね。先ほど副町長さんが、細かいところご説明させていただいているわけで、多分そういうのがあれば理解しやすいと思うんですけども、その辺の提出というのはどうなんでしょうかね。というのは、本当に申し訳ないんですけども、こと先ほど30分ほど説明があって、あとここでいろいろあったわけですけども、なかなか理解に結びつくところにはちょっと難しい。その辺確認したいと思います。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答申し上げます。事務的には条例改正を念頭おいて、これにつながる規則なり規定なりどういったように整理されるというたたき台になるような案そのものは現段階であります。ございます。完全なものでございませぬが、一応想定したものはございますので、仮にそういうような完璧な形でないんですけども、ご覧いただくなかでご理解していただけるのであれば、その様な形をとらせていただければと思います。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩をします。

午後 0時 8分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（庄司正一君）はい。先ほど遠藤議員の質問の中で、規則等について資料の提出のお話がありましたので、皆様のお手元に山元町行政規則の案ということで1部、あと山元町教育委員会行政規則、これも新旧対照表の案という形で出させていただきましたのでよろしく願いいたします。

8番（遠藤龍之君）はい。提出をしていただいてありがたいということになると思うんですけども、今これをよこされても、今からこれを読んで理解しなくてならないということになりますので、いただいております。改めて伺いをいたしますが、資料提供求めた際にもこう言っていたかと思うんですけども、最終的に体制的にどうなるのかということなんですね。とりわけ人員配置ですね。その辺についてどうなのかということが、その辺のほうに重きをおいて資料提供を求めたつもりなんですけども、見てみますとその辺の内容が載っていないようなので、その辺のところ改めて伺います。とりわけ町民会計課は大きく変わる場所がどういふようになるのかを確認したいと思います。

町長（齊藤俊夫君）はい。遠藤議員のご質問にお答えいたします。人員の貼り付けが見えるとよく理解ができるというご趣旨でございますけども、先ほども一部お答えしましたとおりですね、まずはこの形をお認めをいただく中で172名体制をですね、効果的に配置をさせていただきたいなというふうに思っております。基本的には数少ない人数でございますので、どなたが考えてもですね、そんなに大幅に人の出入りがあるということにはならないのかなというふうに思うわけでございます。ただ新しい政策推進室ということになりますと、室長以下数名のスタッフということになりますので、現在ある企画財政課を中心に各課から色々やりくりをしていただく中で必要な人員を見出す、もろもろのやりくりをしながら大きな人数の増減にならない中で組織立てをしていきたいなと考えているところでございます。なおもう少し具体のその辺の人員の貼り付けのほうについては副

町長から補足させていただきたいと思います。

副町長（平間英博君）はい。実際の業務の人員の部分についての今後のスケジュールについては、現在新しい組織における事務分掌もただいま配布させていただいたとおり各班の業務がこういった形で固めてまいりました。そして次にヒアリングを旧組織の現在の組織の担当課長あるいは班長から業務量を聴きとりをさせていただきまして、その中で動くも動かないものがございますがそれで最終的に新しい組織で業務量がどの位になるか。それでその業務量をこなすために何名の人員を貼り付けるか。いわゆる定員でございますが、定員の在り方を調整していきながら新しい組織の定員、それを固めていきたいなと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。今町民生活課のこちらの方の見ていたんですが、やはりおかしいなと。定住環境生活班の中に町民バスぐるりん号が載っているんですが、定住環境関係というのは条例の中にはどこに示されるのかというのが、まだ混乱してします。これはどこに位置づけされるのか改めて確認します。

副町長（平間英博君）はい。この現在行っている町民生活課で所管しているいわゆる消費者行政あるいは生活相談そういった部分と今回ぐるりん号の方も、現在取り組んでいるのはぐるりん号をどうあるべきかと視点で検討してまいりましたが、それが方向性を固めた段階で生活相談、あるいは消費者行政を所管している町民生活課の方に役割を委ねるという方向で業務分担を考えていたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今の説明では理解できないんですけども、町民バスというのは町長公約の大きな柱の一つですよ。そもそも組織再編というのも町長の公約実現化というのを中心の内容として事業に取り組んでいることからすれば、やはりこれは条例の方に明確化すべきではないかと思うんですがその辺の議論がどのようになされたのかというのが疑問が大きくなってきます。この結果をみて、これ以上やりとりしても大変だと思いますので答えは求めるつもりはないんですが、やはりこの辺の位置づけ、町民バスぐるりん号の位置づけから考えた時、条例にきちんと明確化すべきだと思いますがその辺について町長どうお考えでしょうか。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答申し上げます。改めてこの条例あるいは規則で事務事業を比較考慮した場合ですね、必ずしも条例の方でうたいきっていない部分もあるのかなという気がいたします。今回の組織機構ですねお認めいただくなかで全体としての規則との関係、条例との兼ね合い、これを全体的に精査をする必要があるのかと思いますので、速やかにそういう手立てを講じたいと思いますので、そうしたことを前提にですね、ご理解を是非賜りたいなと思っているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。やはりこの条例を改正するという取り組む姿勢と言いますか、その辺にちょっと問題があるのではないかと。と言いますのは、議会は条例しかないんですよ。その後規則等々については私たち関われないんです。結果としては決められたものを私たちは報告受けるだけで、我々としては監視機関という重要な議会としての果たせなくなる。となりますと、我々住民に対しての責任が持てなくなると。議会議員としてね。そういう我々の立場も考えていただきたいということなんです。もろもろあるわけですから、一旦3月に間に合う形でですね、改めて提起されたらいかなものかというふうに思うわけですが。議員としても、このままの状態、議員というか私としてなかな

か厳しい面がある。内容全体については、取り組む姿勢については大きな問題はないと思うんですが、手続き上の問題。町民に対しての責任上の問題。その辺を明確にした上でお互いすっきりした上で条例というのはこうした方がいいのではないかなと思うわけですが。そういうことを提起して、そしてあるいはその辺についての対応、決意を確認します。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。遠藤議員から議会と執行部の基本的な在り様という中で条例の整備なり規則の関係などをご指摘いただいたところであります。やもすると執行部の立場です必要な最小限度の資料の提示の中でご理解を賜るという中で執行部としてももしかしたらそういう今までの流れの中でですねやってきたという部分は多いに、私としてもここに向けてもですね、反省をしなくてはならないという思いでございます。そういう反省の中でですね組織再編につきましては、細かい部分の規定も含めてのこれからの改正あるいは部屋の配置、封筒類に至るまでの表示の変更。あるいは具体の人事ということもございまして、その辺の一連の所要時間も是非ご理解を賜り、先ほど申し上げたような形で、この条例の整理なりをご理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。納得できないあれなんですけども。と言いますのは、あまりに拙速してね実現したとして、別な例出して申し訳ないんだけど、国保税の引き上げにつきましても十分な審議がなされないまま、あれも臨時議会で提案されて、その際の理由も時間がないんだと。どうかこの場でというような状況の中で確か成立したのかなというふうに受け止めております。その結果どうだったかという、一部町民ではあるにしてもそういうもろもろの問題が今巻き起こっているという現実もございまして。そういうのを少しでも無くすために、議会があるし、皆さん執行部も携わってるのかと思うわけですが。その辺、きちとした手続きがとれていればこれはそんなに難しい問題ではない。私も積極的にですね、再編については積極的な考え持っているわけですが、もう少し議会のことも考えてほしいなと思っているわけですが、今の町長の答弁が最終答弁かと思えますので、この質疑応答の中で意見なりを求めたり述べたりするのは大変問題であるというふうに言いますが、やはりこれまでもっと関係を良好にして、ごたごたすることなく行くためには、やはり関係をすっきりさせたほうがいいのかということをお伝えして私の質問を終わります。

6番（菊地公一君）はい。組織図を見せていただくと、課長級の人たちが5人位作らないといけないんではないかと。あと逆は頭が2つある課が出てくるようなんですけども。頭が2つであれば職員がどっちに付けばいいのかという感じになると思うんですよね。この図を見ると。それでなく、やるのであれば、これは専門監ではなく、一つは課を設置して。課長は作らないといけないんですよね。課長を設置するようなそれを置くという。であれば課を作って。必要であれば。これではなんか職員だけが右往左往するだけであって、町民へのサービスというか、それが見えてこなくなる。逆に混乱を招く調整になるのではないかなという気がするのですが。これについてお聞かせください。

町長（齊藤俊夫君）はい。菊地議員のご質問にお答えいたします。この大きな世帯といいますが、職員数を要するそういう組織であればですね、おっしゃるようにそれぞれの課題懸案ごとのですね、課なり室を設けてやるというのがベターということも私も思います。ただ

課なり室ということになりますと、一定のスタッフの数。課としてのまとまりのある数というものが必要となりますので、なかなかその辺はあまり細分かする中で課を設置するというのはですね、実態としては難しいのかなというふうに思っているところでございます。仮にご提案しているようなその課長の下の思いを受けての専門監ということとでございますので、決して2頭立ての、どちらに動けばいいのかということにはならないんだらうというふうに思います。この町のおかれた状況の中で町が抱えるもろもろの課題を明確に執行部も議会も町民の皆様方も共有しながら、確実にそれを解決していくというふうな体制としては、私はこの限られた体制の中ではこれがベストではないかと考えているところでございますので、何分ご理解を賜りたいなと思います。

6番（菊地公一君）はい。そういう話であれば逆にここは課長補佐とか班長制にしながら、統制のとれた対応、この課は課でまかせながらもしていったほうが、ひとつは命令系統が細分化といいますか、同等の人たちが頭にいたときには、これくらい大変なことはないんでないですね。自分の同じ立場で、バラバラに右に行ったらいいのか、左に行ったらいいのか。すっきりするんであれば課長補佐とか班長とかいう物事で前に進んで、そうであれば独立した課をもって、危機管理専門課とかそういうので前に進んだほうがすっきりすんではないかと。町長にもお話いただきましたが、これから職員の迷いのないような物事でやってもらうことを期待して終わります。

7番（佐藤智之君）はい。ひとつは企画財政課の中の政策推進室、先ほどの答弁ではこの議会議場には入らないと。ただ役職的には課長と同等職であると。政策推進室ですので当然これは町の動向を決める大切な推進役であり、また町長のプレーンとして本当に大切な部署ではないかと。そういう意味でこちらから見渡しますと、課長席がかなり空いているんですね。そういう意味でも室長となりますか、せめて議会に入りまして十分な責任をもった発言または推進をすべきではないかと。これは提案になりますが、その辺町長の所見があれば伺いたいと思います。

町長（齊藤俊夫君）はい。佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。政策推進室の位置づけそのものについては、今ご審議があったとおりでございます。それで、先ほど来からご説明申し上げておりますこの資料の見方もう一度改めて補足させていただきますけども、例えば総務課の下に黄色の枠の点線で区切ってございます。それから企画財政課の政策推進室というのはこれは企画財政課といわゆる横並びの形で点線でなくて実線で仕切られております。税務課は税務課の中に総務課の危機管理監というように一步下がったところでのくくりがはいてございます。それから生涯学習課も同様でございます、一步下がったところのくくりがあると、この辺の違いをご説明したところでございまして、管理職ではございますが専門監については基本的に議会に出席はしないと。しかし政策推進室については佐藤議員ご指摘のとおり、大変重要な政策を担うところでございますのでこれについては、課内室ではございますけども課長と同格の室長というようなことで議会対応させていただきたいということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

7番（佐藤智之君）はい。次に町民会計課。会計課というかつては、収入役が最高責任者ということで出納の任務を扱った場所でございますけども、それが印象として軽くなったと。いわゆる会計班ですね。色々銀行との折衝、あるいは金の出し入れなど私個人の感触と

しては、敢えて統合すべきではなかったのではないかと。やはり会計課は会計課として厳然と会計管理者の立場の方がいらっしゃると思いますので、会計班という何となく軽い、そういうイメージありますけども。また今後の運営上、対外的にもこれは問題がないのかその辺いかがでしょうか。

副町長（平間英博君）はい。佐藤議員のご質問にお答えいたします。会計管理という点で町を代表し対応する部分といたしまして、以前の出納長という役割を会計管理者が…、すいません、収入役という役割を現在は会計管理者という形で役割を担うということで認識しております。その上で現在の組織を考える上で、先ほども途中まで申し上げたところではあったんですが、より効率的で町民の方が窓口対応にも十分対応できるような組織ということで色々内部で検討させていただいたところで、検討して会計課が他の課の業務と比較した中で3名体制でいくとなれば、他の課との統合はやむを得ないものという判断をさせていただきまして、今回の形を取らせていただきました。いわゆる対外的には町民会計課という組織ではありますが、いわゆる会計管理者兼町民会計課という肩書をもってですね、会計管理運営にあたっていただきたいと思いますと考えております。

7番（佐藤智之君）はい。県内の自治体でそういう事例はあるのでしょうか。それとも山元町が初めての実施なのか。参考に伺います。

副町長（平間英博君）はい。自治体によって様々でございます。例えば税務課と一緒に税務会計課という形で機能している自治体もあるということでは確認しておりますが、本町においてはその他のサービス、お昼休みも含めて、その他のサービスを一時的に受け付けを対応してる、現在の組織であると町民生活課と統合することが、より住民サービス向上につながるものというふうに判断したところでございます。

4番（島田敬二君）はい。この資料の中でお聞きしますが、説明の中で分かりにくい部分もあったので。このいわゆる課長待遇とか課長扱いとかそういう説明で来たんですが、これは同じ考え方でいいのか。最初にこれをお聞きします。

副町長（平間英博君）はい。島田委員のご質問にお答えします。管理職ということでご説明申し上げている部分の具体的な説明をさせていただくことから始めたいと思うのですが、いわゆる管理職ということで言葉を使っておりますのは、実際に給与の中に管理職手当を受給しているものということで管理職級ということで申し上げていた部分でございます。実際には、現在の山元町の組織から言いますと、保育所の所長もいわゆる管理職でございます。それから現在はおりませんが参事、理事。それから、それぞれ各課等ということで区切りになっております。各課等の中には現在坂元支所長も含めて等ということでそれらの職責のかたが全て管理職という扱いになっております。その中で格付けと申しますか等級がまた貼り付けが仕組みとしてあります。例えば管理職手当を支給している保育所の所長は組織上では班長という形での位置づけになっておりますし、そういった部分での対応がございまして。それであるとその中でその課を束ねるものかそうでないかという形で議会でのご質問にきちんと責任に答える立場かどうか。ですから管理職手当を受給しているものであってもですね、課を束ねるもの、あるいは課長の指示に従って特定の命題に対応するものということが存在するというをご理解いただきたいと思います。

4番（島田敬二君）はい。管理職扱いという関係ですが、例えば総務課ですが危機管理専門監。これは総務課の下にあるわけですね。あと企画財政課、政策推進室。これは課長とは別

に独立しているわけですか。これは室長というのは課長になるわけですよね。これは企画課の中にあるわけではないという解釈はできませんか。

副町長（平間英博君）はい。先ほど管理職手当の受給者の部分で、ご説明した中でいわゆる課長等の中に現在の組織ですと支所長が入ると申し上げましたが、同様に新しく政策推進室をお認めいただきましたら室長も課長等の中に入ると。なお専門監については理事、参事と同格ということで扱うということで考えております。それでご質問のことでお手元に配布した資料でご説明したほうがよろしいかと思ひまして、山元町行政規則の中の新旧対照表の表面。この中で1条に次の1項を加えております。組織の特例ということで、ここで先ほど遠藤議員からのご質問にお答えしたときに口頭で私の説明が不十分だったところなんです、1条の2ということで、組織の特例。いわゆる臨時あるいは特別の事務を行う場合に改たな組織を設置することができる規定ということを設けさせていただきました。その上で一番最後ご覧いただきたいのですが、政策推進室設置規定ということで先ほどの条例改正の第1条の2を受けて、政策推進室設置規定を設けてこちらを束ねるのが室長という役割で課長と同格でございます。どこが違うかといいますと、設置規定の中の第4条、庶務とございますがいわゆる基本的に課長と同格で、課長と同じ業務を行うのですが、庶務については設けずに親子関係と言いますか、兄弟関係と言いか、親の方の課で庶務だけ行うという形で置くこととなります。ですから庶務は持たないんですが、いわゆるそこでの束ねとして、課長と同様の働きをしていただくという形で室を設けさせていただきます。そういう観点から、専門監は課長の命に基づいて指示を受ける。あるいは対外的には課長が全ての責任を持つという部分での相違点がございます。以上です。

4番（島田敬二君）はい。分りやすく総務課と企画課の関係でお尋ねいたしますが、総務課は総務課長で専門監を監督するという形になる。企画財政課は企画政策推進室の責任者にならないというふうに解釈して良いんですよね。政策推進室長はあくまでも課長を通さなくて、その上司に基づいていくというふうに解釈してよろしいんですか。

副町長（平間英博君）はい。そのご質問のとおりでございます、いわゆる政策推進室長は企画財政課長の指示の下にではなく、政策推進室長として課の業務を推進していただくこととなります。

4番（島田敬二君）はい。そうすると、この関係については決裁と言いますか、総務課で言えば危機管理専門監が決裁し、課長が決裁すると。あと企画財政課、政策推進室においてはあくまでも企画財政課長の決裁を経ないでその上司の方に決裁が回ってくるということではよろしんでしょうか。

副町長（平間英博君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。基本的には決裁なりの部分の流れは、課とあくまで同じ流れでございます、いわゆる係員が起案をして、必要なものはそれから副町長、町長...その前には総務課長ありますけども、そういった決裁の流れになります。

ただ経理的ないわゆる経理的な部分は先ほどご説明したとおり、経理的な部分については支出を伴う場合には、庶務は企画財政課が行うことになっておりますので、その部分は企画財政課は供覧ということで回って行って、担当課が起案、室長が決裁、併せて庶務を担当している班に回して、企画財政課長、それから副町長、町長という決裁順に

なります。

4番(島田敬二君)はい。その内容の区分けは分かりましたけども。いわゆる手当てと言いますか、管理職手当とかそういう関係については、給与も含めまして、管理職手当当然それは払うということになるわけですよ。それでよろしいかどうか。

副町長(平間英博君)はい。管理職手当は当然支給することになります。それで先ほど申し上げた管理職手当の支給分についての割合がございまして、いわゆる保育所長のグループとその上のレベルとしての理事、参事、今度は専門監のグループ、その上に課長等々プラス総務課長と。現在管理職手当の支給は格付けが4段階ありまして、4段階の支給割合に応じて支給をするというルールで今管理職手当の支給をしております。

4番(島田敬二君)はい。そうすると、政策推進室については、課長職と同等ということによろしいわけですか。

副町長(平間英博君)はい。室長は課長等ということで、現在の組織で申し上げますと課長、支所長それに新しい組織として政策推進室長が加わったグループが同じ段階の管理職手当の支給を受けるということになります。

4番(島田敬二君)はい。その内容については分かりました。良し悪しは別にしまして。その内容については分かりました。組織再編についての理由ですが、親しみやすい名称ということで説明しようとしているんですが、我々町民サイドの立場から言うと危機管理専門監というような、何か一つ固いイメージと言いますか、あまり耳慣れない言葉なんですよ。これらは多分県庁あたり危機管理監というのがあったんだろうと思いますが、住民からすれば馴染みのない言葉なんです。これはこれでこういう専門だからその内容は分りますけども、なんか角ばったあるいは固いイメージの専門監ということの名称の私としてはあまり好まないなというふうに思っておりますので、できればこういうようなものは住民に親しみやすいものにかえてしたほうが、いいのではないかとということだけ申し上げておきまして、私の質疑は終わります。

15番(森 茂善君)はい。私は町長に質問します。というのは、今回この組織機構改革の案が出たわけですけども今朝40分ほど課長から説明受けました。それで議会の中でも色々資料を出していただいたりして、説明受けたわけですけども、なんでこんなに時間の無い中でこういう大事な事を簡単に提案したのか。事前にもっと時間をかけて十分に納得のいくそういう理解のもとに採決してもらわないと、中途半端な理解のもとで議長裁決とっていいと思っているのかどうか。町長この辺どうしてももう少し余裕をもって提案しなかったのか。その辺お願いします。

町長(齊藤俊夫君)はい。お答え申し上げます。組織なり人事評価制度も含みまして、私就任以降6月を皮切りにこの種の問題については、それぞれの場面でですね何回か意見交換をさせてきていただくなかで、私としては集体制としての機構の在り方をこういう形で集約をさせていただいたというところがございます。確かにもう少し時間をかけてというご指摘も一理あるかと言うふうに思いますけども、山元町ご覧のように総合計画進めておったりですね、町政が抱える懸案が目白押しというふうな状況にあるというように十分おわかりいただけるだろうと思います。そういう中で限られた時間の中で山元町の抱える諸問題を速やかに解決をしたいという思いで、組織再編機構の見直しに当たりたいというようなことでございます。確かに議会の皆さんからの立場からしますと、少しじ

っくりと検討する時間という分もあるかと思いますが、全面的な見直しというわけではなくて先ほど来から申し上げているとおり、当面する大きな諸課題に向けた組織立てということでございますので、その辺をご理解賜る中で、一刻も成果を上げられるような取り組みを是非させていただければ、ありがたいと思うところでございますので、よろしく願い申し上げます。

15番(森 茂善君) はい。町長の答弁分かりますけども、私らはこういう組織対しては素人なんです。そういう話はないだろうと思うかもしれないけども、なかなか1回2回の説明ではなかなか完全に理解することは難しいわけですから、今後今回制定すればしばらくこういったことはないかと思いますが、同じようなことが繰り返されることのないようにですね、議会には十分時間をとって、改革という物事に対してはですね、取り組んでいただかないと困ります。これで採決しますと言われても果たして賛成していいものかどうか私非常に迷っています。

町 長(齊藤俊夫君) はい。確かに森議員のおっしゃる事も分かるわけですけども、先ほど来申し上げているとおりですね、本当にこれまでもろもろの諸課題が山積をしていると。これをなんとか早くですね、解決しなければ私が色々とお約束してきている事を4年間という時間の中で一定の成果を出すというのはなかなか厳しいのかなと思っているところでございます。確かに前段ご指摘いただいたように我々常時執行部として組織の中で仕事に取り組んでますので、組織のありようというのは日々の業務の中でいろいろ問題意識をもって対応してますので、比較的短期間の中で整理をお示しをするという状況になるのかなと。議員の立場からするとなかなか執行部のような状況にないというのも私も理解するところでございます。そういう状況の中ではございますが、是非一刻も早くここに列記しているようなもろもろの町が抱える諸課題のスムーズに展開する上では、プロジェクトで言えば、今各課からの寄り合いの中で時間の都合しながらやっているようなことになってますと、なかなか前に進まないのが実態でございます。ですから人数が少ないんですが、やはりプロジェクトを効果的に進めるには室長以下専任体制の中でしっかりとコントロールしながら、進行管理しながらやっていかななくてはならないと。あるいは3億円を超える滞納、全体としての滞納ですねこれについてもですね、ノウハウを集約した中でですね、スムーズな体制にしていかなければ、なかなかこれまでも定例会の中でご指摘いただいているような滞納促進にはつながらないのかなというようなもろもろの事もございますので、大変時間の無い中で恐縮ですが、是非町の置かれている状況もですね察していただきながら、ご理解を賜ればなと思います。

9番(阿部 均君) はい。同僚議員の質問、町長の答弁、聞いて理解をしよう、理解をしようと努めて参りました。確かに子育て支援、こういうような重要課題、町長の取り組む姿勢は十分にわかるのですが、説明を聞いているとますます不安になってくるような点がでてきます。副町長の説明の中で室長は専門監よりも上の位置づけであると、それと室長は課長と同等であるというような説明を受けました。そうすると、後遠藤議員が要求した部分で政策推進室設置規定が配布されたなかで、もう一度確認するのですが、3条の中で室長は上司の命を受けてという部分がありますが、上司というのは町長というような受け止め方でよろしいのでしょうか。もう一度確認いたします。

副町長(平間英博君) はい。阿部議員のご質問にお答えいたします。ご質問の第3条1号、2号そ

それぞれの部分についてですが、1号、室長の部分の上司は町長、2号、班長の記載の上司は室長ということでご理解いただければと思います。

9番（阿部 均君）はい。そこで説明を受けて非常に疑問なりを不安感を持ったんですが、町では行財政改革に取り組んでいるということは、皆さん認識のとおりだと思いますが。そこで室長は町長の直属の部下という感じを受けるのですが、そうなると片や企画財政課長は、企画そして行政改革を担当するという部分がございますよね。そうすると、片や室長は町長の命を受けて、プロジェクトの推進、それから進行管理に努めるという部分で、行財政改革とプロジェクトとの整合性ですね、そういう部分が非常に危惧されるのですが、その辺はうまく調整がつくのかどうか伺います。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答えいたします。私もこれまでのですね、やりとりを振り返ってみますと、私なりにいろいろ職員の皆さんと仕事をした時に果たしてこの体制でどういう仕事が可能なのかと絶えず考えてまいりました。そういう中で度々私の想いをこの場で述べさせていただいているとおりですね、私ははっきり言って今の時代、行革は避けて通れない。自立のまちづくりを目指す中ではなおさらそうだと理解しております。しかし、行革をですね進める中で当面抱える、この諸課題をですねきちんと対応できるそういう体制との兼ね合いが一番求められているんだらうと思います。人減らしすること、予算減らしことはそれははっきり言ってって簡単と言いますと語弊がありますが、減らす気だったら減らせると思うんです。それはルーチンワークでの業務にならざるを得ない側面がどうしても出てくるわけがございます。特に町として少子高齢化に象徴されるような諸問題がないと、職員がもっともっと少なくても良いという体制でわが町の発展、将来が憂いがないということであれば、それは私は構わないと思います。しかし現状は私はそうでないと思います。ですから私の素直な思いは行革先行になっているんだらうと理解しております。私としては当面は多少行革路線には抵触する部分があるかもしれません。しかし、ここでやるべきことをやらなければですね、この先山元町がどうなるのかというのは私はなかなか厳しいなというふうに思っているわけがございます。そういう中でいわば私なりの苦肉の策ですね、ご指摘のような管理監の数の問題等も含めまして、皆さんからご指摘いただく部分のそれはごもっとな部分もあるなというのが十分あると思います。しかしここは課題解決型の組織にしていかなければこの先につきもさっちもいかないだらうという危機感があります。多少時間のないなかでご理解をお願いするという大変心苦しい点はございますが、是非その辺の関係をご理解賜るなかで組織再編についてもご理解を賜ればというふうに思います。

9番（阿部 均君）はい。町長の話、確かに行財改革だけに目がいったんでんは、町づくりは不可能だと思います。私も十分わかります。それで、今までの町のそのいろいろな事業の進め方なりやり方なり、方向性を定めるために今までは課長会議、企画調整会議等がございました。そういう部分と政策推進室との整合性といいますか、そういう部分は今後どのようなになるのか。

町長（齊藤俊夫君）はい。お答えいたします。確かに今ご指摘のとおり、課長会議の位置づけ、企画調整会議の位置づけは、私もまだ一年たらずの中での素直な思いとしてはですね、私は一つの生命線かなというふうに思っております。やはり縦のラインで一つの課なり室が副町長なり私と直結する中で、すべて物事が決まるというのが中々難しいのだらうと

思います。やはり各課長さん方もですねこれまでのキャリア、経験の差というのがはっきり言ってございます。調整会議なり課長会議を通じて、いろいろそれぞれが持っている力をですね十分に発揮してもらっております。その2つの場面での様々な見直しと言いますか、修正と言いますか、そういう場面多々ありますので、私はそれは大事にしていかなければと思っております。通常ベースはそれぞれ縦割の中で進めるにしても、議会にお諮りするものとか、重要案件については当然調整会議なり課長会議の場を通じて、十分に横の連携を取りながら、外部に出していくという対応方針をですね、これからも堅持していかなくてはと考えているところでございます。

9番（阿部 均君）はい。今までの町の在り方等も十分に組みながら今後調整運営をして参るというお答えでございますので、安心したんですけども、やはり今までの説明聞きますとこの政策推進室が何かこの町の中で突出した様な課になってしまうような気もするわけでございます。そこで、今まではですね、課長会議なり企画調整会議の中で各課自分の担当以外でも町の方向性なり課題なりを共有して全庁上げて取り組んできたのかなという理解を私は持っているんですが、あまりにもこういう部分で町長が即ですね、こういう部分で政策推進室という部分があまりにも突出するような危険性はないのかどうか。その辺問題はないのかお聞かせ願います。

町長（齊藤俊夫君）はい。政策推進室の果たす役割、機能でございますけども、これは先ほどもご説明いたしましたように、今各課から代表選手出ているそれぞれのスタッフをプロジェクトチームという形で、本来の業務を抱えている中で時間等の調整もありまして、スムーズな進行という点では厳しいものがございます。今回はやはり一つ責任のある体制を作る中で、ここが中心になるもののやはり関連するそれぞれのプロジェクトについては本来の課と十分協議をしながらですね、まさに横の横断的な連携を確保しながら、なおかつ先ほどご指摘いただいた課長会議なり調整会議の場を通じて、最終的な政策遂行という形を念頭においておりますので、突出ということは私は理解しておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（佐藤晋也君）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議 長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。8番遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい。ただいま提案されております山元町課等設置条例の一部を改正する条例に対してまして、反対の立場から討論を行います。

この山元町の行政機構の再編につきましては、この説明資料に示されているとおりその目指すところには理解をすることができます。しかしこのような重要な案件を決める際の手続きが非常に不備である。議員が責任を持って判断できる状況にあるかと考えればそこに疑問が残ります。この間、朝からずっと説明をいただいたわけですが、これまでの説明の中でもまだ説明不足による理解困難な点が多々あります。とりわけ、大きく

内容の変わる町民会計課の事務分掌、生涯学習課の変更内容。あるいは先ほど来まで議論のあったそれぞれ新設の専門職等への説明について、まだ理解が困難な状況にあること。そしてまた、町民会計課の条例内容にも見られますようにこれらの提案にあって十分な議論を経て、十分な理解を持って提案されているかにも疑問が残ります。これらの不明な点が基で住民サービスへの低下が生まれることになってはならないと考えます。この案件は非常に重要な案件でございます。議員も十分な理解のもとでその判断が求められるわけですが、これまでの説明では不明な点も多く、判断が困難な状況であります。以上の理由から、また内容に大きな問題はないかと考えるところもございまして、改めて提案をすることを求めて反対の討論といたします。

- 議長（佐藤晋也君）はい。次に本案に賛成者の発言を許します。7番佐藤智之君、登壇願います。
- 7番（佐藤智之君）はい。私は賛成する立場から討論をいたします。今議題となっております議案第1号、山元町課等設置条例の一部を改正する条例の中にあります一つは危機管理専門監の設置については、近い将来高い確率で起こるとされている宮城沖地震等に対する危機管理の充実。また企画財政課に新設される政策推進室は今後町の各プロジェクトの計画立案や進行管理を進めるためにさらに目玉であります今の時に充実が求められております子育て支援等の支援課の新設が盛り込まれ、さらに生涯学習課の中に各施設の長として事業管理専門監の新設を盛り込んだ今回の行政組織の再編の提案については、今後のまちづくりに沿った、時に適った議案であり、また23年4月1日からスタートするそのタイミングから言っても一部せっぱ詰まった提案との厳しい意見もありましたが、新しい行政のスタートをする観点からも私は賛成するものであり、賛成討論といたします。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで討論を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第1号、山元町課等設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（佐藤晋也君）起立多数であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩をいたします。再開は2時40分までとします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）日程第8、議案2号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。それでは議案第2号、平成22年度山元町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。今回の補正予算は歳出で国の緊急総合経済対策に伴う事業について内示があったことから追加をするものでございます。また歳入ではこの国が交付する国庫補助金の追加を措置するものです。なお、収支の財源調整については財政調整基金の取り崩し増をもって措置するものであります。

はじめに歳出の内容についてご説明いたします。6ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、6目深山山麓少年の森管理費226万円の追加でございしますが、これについては深山山麓少年の森の方で植栽活動を通じまして、町内の児童生徒に命の大切さを学んでもらうための人権擁護活動事業を実施するために措置するためのものであります。この事業については、昨年10月8日に閣議決定されました緊急総合対策のひとつであります住民生活に光をそそぐ交付金事業の一つでございします。この事業については山元町分として、現在1,000万6,000円の交付限度額が示されております。この事業については住民の生活にとって重要な部分でありながら、十分に光が当たらなかった分野である自殺予防等の弱者対策。それから学校図書室の充実などによる知識による地域づくり等のソフト事業が対象となります。この事業については繰り越しが可能なんです、雇用、人を雇うものが伴う場合は繰り越し認められますが、伴わない場合は3月までの完了ということになります。今回この事業については雇用を伴わないということでございますので、今回臨時的に提案をさせていただきました。これに以外に公民館とか学校図書に充実を図る事業については、今別途予定をしております。繰り越しが可能な内容で次の3月の定例会での提案を予定しております。今回の補正予算の具体の中身でございしますが、226万の中身でございしますが、町内の小中学生による植栽活動の内訳といたしまして、11節として消耗品の5万円。13節の委託料といたしまして、樹木とかたい肥の調達、それから植栽活動の荒掘り、それから植栽指導をしていただく等というような内容の業務を委託をするための200万の委託料の措置。それから児童生徒の移動のためのバス借り上げ用として14節の使用料21万円を追加するものであります。次に5ページに戻っていただいて、歳出の部申し上げます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金、160万の追加でございしますけども交付金を措置するものであります。今回についてはまだ残っているものございしますけども、事業の対象として交付金を全額充当できるように18節繰入金2項1目基金繰入金として66万円を財政調整基金として取り崩しをして対応するものであります。以上今回の補正については、歳入歳出それぞれ226万円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億4,589万6,000円とする補正予算第9号でございします。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番菊地公一君。

6番（菊地公一君）はい。少年の森の植栽をするということですが、少年の森に植栽できるきりり

と光るものが植えられるのか。また一つは種類といいますか、植栽できる種類などはどんなものがあるか伺います。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。少年の森周辺に植栽したいと考えておりますが、その花木の種類ということが、花木ですね。花の咲く木と考えております。これらにつきましては例えばハナミズキでありますとか、木蓮でありますとか奇麗にさく花というなものを植栽したいと考えております。約50本ほどの予定をしております。あと町の花でありますツツジ等も植栽を考えております。以上です。

6番（菊地公一君）はい。少年の森には、私の記憶では樹木も大きくなっているんですね。どこに植えるのかということなんですが、広場に植えるのか。また木を切ってそれを植えていくのか。その辺。50株であれば、結構大きいものになると思うのですが、今植えている木を伐採して植栽するのかその辺。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。植栽の場所については樹木の少ない部分。例えば駐車場の東側でありますとか、広場の東側でございますね。空いたところをメインに植栽をしたいと考えております。木の伐採につきましては、今回は伴わないと考えております。

6番（菊地公一君）はい。きらりと光るとなると、大したものですね。本当に山元町を明るくするためにただ植えるんだよというのではなく、場所などしっかりと選定しながら植栽していただければ幸いです。もう1度。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。議員からご指摘のとおりですね、よく吟味の上植栽していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

8番（遠藤龍之君）はい。委託先はどこになりますか。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。お答え申し上げます。当然指名委員会にかけて業者を選定してまいります。造園等の事業体になっていくのかと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。その前にどこに植えていくのかということで、どここの東側ということなんですけども、この少年の森の将来構想については、どのようにお考えなのか。あるいはその辺を踏まえての場所設置設定なのか、お伺いいたします。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。ご質問にお答えいたします。将来設定があつての植栽する場所なのかというご質問でありました。少年の森については、これまで度々議会のほうでご質問いただきまして、整備を充実させていけということもございましたので、来年度予算なんかにつきましても、ある程度その整備の部分につきましては、盛り込んでいきたいと思っております。その中で今般、交付金の事業、これを活用してやっていきたいと思っておりますので、連動する形でやらせていただければと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。将来構想というのは、明日あさってという話ではなくて、10年20年後の構想。あるいは総合計画にどのような位置付けられるのかね、これまでもろもろの案といいますか伝えられて、色々な考えがあるわけですがその辺のことも含めて検討した上での設置場所なのかどうか。もっと分かりやすくいうと、あそこは山元町の宝の一つといいますか、数少ない。今後色々なことが想定されるのではないかと、利活用についてですね。そうした時に東側の道路からの余裕といいますか、そういう事を含めての結論なのかどうかということなんです。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。今お話ございました将来構想に向けてかどうかということですが、この少年の森については山元町のこれからのいわゆる大きな

一つですね交流拠点の一つとして、また賑わいと活力のあるまちづくり。多くの方がここに来られて憩う場所、そして今回の植栽についてはその一旦として、かけがえのない小中学生がここに集って将来に向けて今命を大切にするという大きな事業の一連の流れの中で考えた一つの事業でありますので、その一旦という整備でございます。やがてこのきらりと咲く花に囲まれ老若男女が集うというイメージを考えてございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私事業そのものを否定するわけでもないんで。その東側という説明があったもんで、もしかして将来的に道路からあそこまで、あそこまでというか東側。その東側というのもちょっとイメージ分からないけど。今後将来、拡張、もしかするとだよ。その際に問題にならないのかどうか。ならなければ、それはそれで。ただ東側という説明だったので、どこの東側か。その確認も含めての話です。

教育長（森 憲一君）はい。確かに今後の整備の中ではですね、ものすごい現実の話をするれば、少年の森の入り口のところが直角の形状になっております。従いまして乗用車は入れるわけでございますけどもマイクロバスなり大型バスが入れないと。そういったことで駐車場等の整備も今後努力しなければならぬとございしますが、もちろんそういうことも視野に入れながらまた南側等の利活用についても視野に入れながら今回の整備を行うものでありますので、ご理解をいただければと思います。

10番（佐山富崇君）はい。ただいまの教育長のご答弁、ご説明をいただいたので心配はないと思いつつながら、ひとつだけ質疑をさせていただきますが、委託料として200万ということとなっております。苗木とかもろもろあると思いますが、極力児童生徒の手をわずらわせるようにひとつ思い出をつくらせるように一つお願いできないかということをご質問申し上げます。それだけ。一つ教育長からご説明をいただきます。

教育長（森 憲一君）はい。今のお話につきましては、先ほど申し上げましたように子どもの命といたしますか、心の教育と言いますか、道徳教育に通じる部分でありますので現在担当の方で各小中学校の方に働きかけ等を行いながら、正直申し上げてこの3月の頭の時期は卒業とか何か錯綜する部分でありますので、年度内の事業ということでございまして、そのところを各小中学校、PTAの方々とも連携を取りながら事業の展開をしてまいりたいと思っておりますので、なるべく子ども達を実際に動かしながらその趣旨に沿うような事業にしたいものだと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。この事業ですね、小中学生が参加ということで具体的に何人ぐらいの参加なのか。それとバスの借り上げ、仮に7校とすると7台なのか。その辺。

生涯学習課長（渡辺隆弘君）はい。参加人数等については100名程度集まっていたらという想定であります。バス等の借り上げについては、想定として2台か3台くらいという形で考えております。

9番（阿部 均君）はい。3月という今2月で、3月まで幾ばくもないという部分もありますが、この7校で小中学校それぞれ卒業生が生まれるわけですが、その方達の記念樹的な植栽は考えられないのかどうかその辺。将来思い出になってそこに集うということも何十年後か可能なものですから……。すいません、気付かなかった。言ったんであればいいです。

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第2号、平成22年度山元町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第9．閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

教育民生常任委員会委員長から山元町議会会議則第74条の規定のとおり、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。よって教育民生常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これで平成23年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 3時 1分 閉 会
